

## 論文の内容の要旨

論文題目 WTO 法における国内規制権限の範囲

—貿易の自由化の目的と加盟国の規制権との間における均衡点に焦点を当てて—

氏 名 邵洪範

WTO 法における加盟国の国内規制権限の位置づけは、国際経済法の分野で長く議論されてきた重要な争点の 1 つである。ガット及び WTO 体制は、貿易の自由化を主な目的とし、WTO 協定及びその付属書は貿易の自由化を促進するための様々な義務を定めている。他方で、加盟国は国内における非貿易的関心事項に効果的に対処すべく、国内規制を採用する場合がある。加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公德の保護、詐欺的な慣行の防止、消費者の保護、環境保護、安全保障など、国内における特定の非貿易的関心事項のニーズに対応するために、主権の一環として、様々な形の国内規制を実施する。ただし、国内規制が特定の輸入産品を規制する形で実施されたり、輸入産品の特性に厳しい条件を付ける形で実施されたりするなど、国際貿易に影響を及ぼすような形で行われる場合も少なくない。他方、国内規制が正当な規制目的を追求するという名の下で、実際には保護主義的手段として講じられる場合も少なくない。国内規制が真に加盟国における社会的な懸念に対処するために採用されたとしても、国際貿易に対する悪影響を不可避免的に伴う場合もある。このような国内規制は貿易の自由化を促進するという WTO 体制の根本的な目的と緊張関係をもたらす。国際貿易に影響を及ぼす国内規制は WTO 法の文脈でどのように評価すべきだろうか。国際貿易に影響を及ぼす国内規制の適法性は何を基準にして、さらには、どのような範囲で許容されるのだろうか。そこで、WTO 法における国内規制権限の範囲をどのように理解すべきかという問題が浮上する。

加盟国の国内規制権限(domestic regulatory autonomy)及び規制権(right to regulate)という概念は、加盟国が主権の一環として、自ら重要であると判断する政策目的を追求する自律性又は国内で受け入れられる危険性の水準を決定する自由と定義される。同概念には、仮に国際貿易に対する悪影響を伴うとしても、国内規制に正当な規制目的を反映させる加盟国の裁量、又は国内のニーズに応じて、国内規制に社会的若しくは文化的な選好を反映させる加盟国の政策的な裁量が含まれる。WTO 法における国内規制権限及び規制権の位置づけは、加盟国から WTO に移譲された権限の射程、そして主に貿易上の関心事項を規律する WTO 体制が非貿易的関心事項に適切に対処できるかという、WTO 体制自体の正統性とも密接な関連を有する。その意味で、WTO 法における国内規制権限の捉え方は、WTO 体制の存在意義にも関わる問題となり、WTO 体制の効果的な運用及び安定的な発展という観点からも欠かせない、非常に重要な争点となる。

WTO 法で許容される正当な国内規制権限と保護主義はどのように区別すべきだろうか。両者を区別するための基準の確立は決して簡単ではない。正当な政策目的を追求する余地を加盟国に与えると同時に、それによって貿易の自由化の利益が犠牲になることを牽制するという仕組みを確立することは、国際経済法が長い間抱えてきた難問の 1 つなのである。WTO 設立協定の前文は、貿易政策と非貿易的関心事項のための政策を調和させる重要性を確認しており、WTO の上級委員会やパネル(以下、「紛争解決機関」)も非貿易的関心事項に関する政策を実施する加盟国の裁量を強調している。ただし、WTO 紛争解決機関は、国内規制の実施水準(保護水準)を自由に決定する加盟国の裁量を強調しながらも、そのような裁量の行使が WTO 法で定める要件を遵守するような形でなされるべきことを指摘している。ガット(関税及び貿易に関する一般協定)、TBT 協定(貿易の技術的障害に関する協定)、SPS 協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)は、加盟国の国内規制及びその根底にある国内規制権限の適法性を評価するための具体的な要件を設けている。その意味で、加盟国の国内規制権限の範囲、すなわち、加盟国の規制権限がどこまで許容され、どの時点で制限されるかを理解するためには、国内規制権限との関係で、これら 3 協定で定められている義務及び要件がどのような形で解釈されているかを検討する必要がある。ガット、TBT 協定、SPS 協定における加盟国の国内規制権限に関しては、特に以下のような論点が密接な関連を有する。

WTO 法における国内規制権限の範囲は、一方で不必要な貿易制限を防止し、貿易の自由化を促進するという WTO 体制の目的と、他方で正当な規制目的を追求するために行使される加盟国の規制権との間における「均衡点(balance)」によって具体化される。紛争解決機関は WTO 協定の解釈に際して考慮すべき「均衡点」という概念を多様な表現を用いて取り上げているが、その要は、加盟国の義務遵守によって実現される貿易の自由化の目的と、加盟国が依然として保持する正当な規制権との間における「均衡点」、すなわち、加盟国の権利と義務の間における「均衡点」を指すに他ならない。その意味で、WTO 法における国内規制権限の範囲は、特に国内規制の適法性が問題となるガット、TBT 協定、SPS 協定の枠内で想定されている、貿易の自由化の目的と加盟国の規制権との間における「均衡点」を踏まえて考察する必要がある。

興味深いことに、紛争解決機関は貿易の自由化を促進するという目的と加盟国の規制権との間における均衡点を取り上げながら、この均衡点に照らして、ガット、TBT 協定、SPS 協定の相互参照に基づいた解釈を展開している。協定間の相互参照は、ガット、TBT 協定、SPS 協定で確立されるべき均衡点が原則として異ならないとの前提の下で、各協定の解釈を相互補完する形でなされる。このような現象は、各協定の解釈基準が相互参照の手法を通じて互いに影響を及ぼす形で展開されることにより、各協定の下で保障される国内規制権限の範囲も一定の影響を受けることを意味する。ガット、TBT 協定、SPS 協定の解釈における相互参照の動向は、WTO 法における国内規制権限の範囲を考察する際に、

これら 3 協定のそれぞれの文言及び文脈に即した個別的な検討だけでは十分でないことを示唆する。むしろこれら 3 協定の相互関係及びその相互作用する態様を意識し、より広い見地から、その動的な相互参照の動向を踏まえる必要がある。

WTO 法における国内規制権限の範囲は、紛争解決機関が国内規制の評価に際して用いる審査基準によって大いに影響を受ける。審査基準とは、「立法機関若しくは規制当局の決定に対し司法機関が与えるべき敬讓若しくは配慮の程度」又は「立法機関若しくは規制当局が行った政策決定に対し司法機関が加入する程度」と定義される。特に、WTO 法においては、パネルがどの程度の敬讓を与えて国内規制を審査すべきか、又はパネルが自らの審査権限を通じて加盟国の決定を再評価(second-guess)し、加盟国が至った決定とは異なる結論を導き出すことは可能か、その際のパネルの審査権限にはいかなる制限があるか、といった問題が提起される。国内規制についての紛争解決機関の介入の程度に影響を及ぼすことから、審査基準は WTO 法における加盟国の国内規制権限及び政策的な裁量とも密接な関連があるといえる。WTO 法における国内規制権限の範囲を明確にするためには、WTO 法における審査基準がどのように定義され、どのような形で適用されているかを明らかにし、それが加盟国の国内規制権限の保障という観点から適切なものであるかを検討する必要がある。

本稿は、以上の背景を踏まえて、WTO 法における国内規制権限の範囲を明確にすべく、ガット、TBT 協定、SPS 協定の規範構造を紛争解決機関が展開する解釈に照らして確認し、貿易の自由化の目的と加盟国の規制権との間における均衡点がどのように導き出されているかを検討する(第 2 章から第 4 章)。その際に、ガット、TBT 協定、SPS 協定が加盟国に同時にかつ累積的に適用されることを確認し(第 5 章)、これら 3 協定が頻繁に相互参照されていることを確認した上で、そのような相互参照の動向が、各協定の下で保障される国内規制権限にどのような影響を与えるかを検討する。本稿では、そのような相互参照の規範的な根拠を明らかにし、相互参照の手法を通じて、各協定の下で保障される国内規制権限の範囲が一方方向へと収斂されていく可能性を検証する(第 6 章)。他方、加盟国の国内規制権限は、紛争解決機関が用いる審査基準によって大いに影響を受ける。本稿では、WTO 法における審査基準がどのように定義され、どのような形で適用されているかを、紛争解決機関が展開する解釈に照らして検討し、紛争解決機関の審査権限と加盟国の正当な規制権との間における均衡点という観点から、適切な審査基準が導き出されているかを評価する(第 7 章)。

以上の検討を土台に、本稿は、貿易の自由化を促進するという目的と、加盟国の正当な規制権を保障するという利益との間において、比較的前者に偏った形で協定解釈が行われていたガット及び WTO 初期の事例に比べて、現在は紛争解決機関が貿易の自由化の目的と加盟国の規制権との間における均衡点を意識した解釈を導き出しており、その結果、そのような均衡点に相応する加盟国の国内規制権限の範囲が確保されていると結論する。本稿の結論を裏づけるために、筆者は第 1 に、ガット、TBT

協定、SPS 協定の紛争事例が蓄積されるに伴い、これら 3 協定の規範構造が明確にされ、紛争解決機関が加盟国の国内規制権限を配慮するような形で協定解釈を行う規範的な根拠が確立されていること、第 2 にガット、TBT 協定、SPS 協定の解釈が相互参照の手法を通じて、各協定の文脈で踏襲される解釈基準を相互補完する形で展開されることにより、これら 3 協定の下で加盟国が享受する国内規制権限の範囲が明確さを加えていること、第 3 に紛争解決機関が用いるべき適切な審査基準のあり方が確立されたことにより、紛争解決機関の審査権限の限界が明確にされ、紛争解決機関が科学的証拠の実体に踏み込み、自らの判断で加盟国の決定を代替することなく、紛争解決機関の審査権限と加盟国の正当な規制権との間における適切な均衡点を意識して審査を行う規範的な根拠が確立されていること、以上の 3 点に注目する。

以上のようにガット、TBT 協定、SPS 協定の規範構造が明確にされ、適切な解釈基準及び審査基準が確立されたことは、紛争解決機関が貿易の自由化という協定の目的を極端に追求するような、又は加盟国の規制権を極端に受け入れるような解釈を回避する規範的な根拠となる。むしろ、紛争解決機関はこれらの両極の間における均衡点、すなわち、貿易の自由化と加盟国の規制権との間における均衡点に焦点を当てて協定解釈を行うよう方向づけられる。このような発展は、紛争解決機関の恣意が入り込む余地が多く、時として貿易の自由化の目的を愛好するような形で協定解釈が行われていた過去の事例に比べて、国内事情を踏まえて行使される加盟国の正当な国内規制権限を配慮するものであり、評価に値する。ただし、依然として紛争解決機関が提示する解釈基準には法理の具体化が求められる部分がある。本稿では、WTO 法における国内規制権限の範囲をより明確にするために法理の補完が必要な点を含め、紛争解決機関が今後の事例において採用すべき望ましいアプローチを提言する。